

〔通所リハビリテーション利用料（R7.4.1改定）〕 地域加算：10.17円

【大規模事業所通所リハビリテーション費Ⅱ】（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	363	395	422	452	483
2時間以上3時間未満	378	480	490	545	601
3時間以上4時間未満	478	556	634	731	830
4時間以上5時間未満	534	621	708	819	928
5時間以上6時間未満	594	704	814	945	1071
6時間以上7時間未満	686	816	942	1095	1245
7時間以上8時間未満	726	861	1000	1159	1322

入浴介助加算（Ⅰ）	41円：入浴された場合に算定
リハマネジメント加算（ロ）□6月以内	603円：（イ）の要件を満たし、厚労省へ計画書の提出、フィードバックを受けた場合に算定
リハマネジメント加算（ロ）□6月超	278円：（イ）の要件を満たし、厚労省へ計画書の提出、フィードバックを受けた場合に算定
リハマネジメント加算	274円：事業所の医師が利用者又はその家族に説明し同意を得た場合に算定
短期集中個別リハ実施加算	112円：短期集中リハビリ実施加算

リハビリテーション提供体制加算	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7時間以上
	12円	16円	20円	24円	28円

重度療養管理加算	102円：重度の療養管理を行った場合
通所リハ中重度ケア体制加算	20円：中重度ケア体制加算（要介護度3以上の方30%以上）
退院時共同指導加算	610円：退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った場合
科学的介護推進体制加算	41円：入所者の基本的な情報を厚労省へ提出している場合（月1回）
通所リハ送迎減算	－48円：送迎を行わない場合（片道につき）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円：厚生労働大臣が定める基準に適合しております
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	86/1000：請求金額に加算されます

※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます

【介護予防通所リハビリテーション費】（1ヶ月あたり）

月 額 料 金	要支援1	要支援2
		2,307円

科学的介護推進体制加算	41円：入所者の基本的な情報を厚労省へ提出している場合（月1回）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	89円：要支援1の場合 179円：要支援2の場合
12月超減算	－122円：要支援1の場合 －244円：要支援2の場合
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	86/1000：請求金額に加算されます

※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます

利用料（1日あたり）※介護給付・予防給付共通

日用品費	150円：日用生活用品の費用
教養娯楽費	100円：レクレーション等の費用
食費	920円：昼食をとられた場合